

和歌山県立医科大学学則保健看護学部施行細則

制 定 平成16年4月1日和医大規程第105-1号
最終改正 令和3年3月29日和医大規程第128号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、和歌山県立医科大学学則（以下「学則」という。）の施行に関し、保健看護学部に係る必要な事項を定めるものとする。

第2章 授業

(授業時間)

第2条 授業時間は、次のとおりとする。

- 1 時限 午前8時50分から午前10時20分まで
- 2 時限 午前10時30分から午後零時まで
- 3 時限 午後1時から午後2時30分まで
- 4 時限 午後2時40分から午後4時10分まで
- 5 時限 午後4時20分から午後5時50分まで

2 前項の規定によりがたい場合の授業時間は、別に定める。

(授業及び1年間の授業期間)

第3条 授業は、講義、演習、実験、実習又は実技によって行い、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第3章 授業科目履修

(単位の計算方法)

第4条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲において学部長が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲において学部長が定める時間の授業をもって1単位とする。

(配当年次、保健師課程の選択等)

第5条 各授業科目の単位数、配当年次、時間数等は、別表第1のとおりとする。

- 2 保健師国家試験を受験しようとする者は、保健師国家試験受験資格を取得するための課程(以下「保健師課程」という。)を選択し、必要な科目を履修しなければならない。
- 3 前項の保健師課程の選択を希望する者は、2年次にその旨を届け出なければならない。
- 4 保健師課程を選択することができる者は原則として40名までとし、3年次から適用するものとする。

(履修の届出)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目を学部長へ届け出なければならない。

- 2 前項の届出をしない授業科目は、履修することができない。

3 履修の届出は、履修届（別記第1号様式）により、毎学期の学部長が定める期日までに行うものとする。

4 学生は、前項の届出をした後においては、任意に履修科目を変更することはできない。

5 単位を修得した科目は、再び履修することはできない。ただし、担当教員が認めたときは、その科目を聴講することができる。

（授業科目の先修条件）

第7条 授業科目のうち別表第2の左欄に掲げる科目の履修については、教授会で特に認める場合を除き、当該科目に先だって、同表の右欄で指定する科目の単位を修得するものとする。

（単位の授与）

第8条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、あらかじめ指定した授業科目については、別に行う総合評価のための試験の成績評価と併せて所定の単位を与えるものとする。

2 試験に関し必要な事項は、別に定める。

（成績の評価）

第9条 試験の成績の評価は、優、良、可及び不可をもって表し、優、良、可を合格とする。

2 前項の試験の成績は、100点を満点とし、その評価は、次の基準により行う。ただし、再試験に合格した者の成績は、60点とする。

評 価	成 績	判 定
優	80点以上	合 格
良	70点以上80点未満	
可	60点以上70点未満	
不可	60点未満	不 合 格

3 2人以上の教員により授業が分担される科目の成績の評価は、当該教員の合議により行う。

第4章 試験

（試験）

第10条 試験は、科目別にその科目の担当教員がこれを行う。ただし、担当教員に事故があるときは、他の教員が代ってこれを行うことができる。

2 試験は、各科目の所定の授業が終了した学期末に期日を定めて行うものとする。ただし、担当教員が必要と認めたときは、随時に行うことができる。

3 試験は、筆答、口答、実技、論文提出等により行うものとする。

（受験の制限）

第11条 学生は、次の各号のいずれかに該当しなければ、履修する科目の試験を受けることができない。

(1) 履修する科目の授業時間数の3分の2以上出席した者

(2) 出席時間数が前号に達しない者のうち、欠席の事情及び程度により、教務学生委員会が、担当教員の

意見を聴いて、成業の見込みがあると認めた者

(追試験)

第12条 疾病その他やむを得ない理由により定められた期日に試験を受けることができなかった者は、その科目について追試験を受けることができる。

2 前項の規定により追試験を受けようとする者は、追試験受験願（別記第2号様式）に医師の診断書等その理由を証する書類を添えて指定された期日までに学部長に提出しなければならない。

(再試験)

第13条 試験又は追試験に不合格になった者は、担当教員の判定に基づき、当該科目について1回に限り再試験を受けることができる。

2 前項の規定により再試験を受けようとする者は、再試験受験願（別記第3号様式）を指定された期日までに学部長に提出しなければならない。

(不正行為)

第14条 試験において不正行為をした者に対しては、その試験期間中に受験したすべての試験を無効とし、以後の受験を認めないものとする。

第5章 雑則

(雑則)

第15条 この細則に定めるもののほか、その他授業科目の履修方法等については、学部長が教授会の議を経て別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

授 業 科 目		単位数		1~4年次		1年次		2年次		3年次		4年次		備 考	
		必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
教養と人間学の領域	人間の理解		2	30										選択2単位以上	
			2	30											
			2	30											
			2	30											
	社会の理解		2	30											選択2単位以上
			2	30											
			2		30										
			2		30										
	科学の理解		2	30											必修1単位・選択2単位以上
			2	30											
			2		30										
			2	30											
			1		30										
			1		30										
	コミュニケーション		1				(A)30	(B)30							必修7単位・選択2単位以上
			1						30						
			1				(B)30	(A)30							
			1							30					
			1								30				
			2	60											
			1				30								
			1		15										
			1	15											
		1											15		
		2				30									
教養セミナー		2			60									2単位 必修	
保健看護学の基盤となる領域	人間と生命倫理		1				15								必修3単位
			2					30							
			1						15						
			1										15		
			1											15	
	保健と福祉		2								30				
			2							30					
			1						15						
			1								15				

左の科目を含め合計 25 単位以上

保健看護学の基盤となる領域	保健と福祉	環境保健論 ※	1			15				必修 10 単位
		社会福祉概論	1			15				
		社会福祉活動論	1			15				
		リハビリテーション	1			15				
		保健行政論	1					15		
	健康と病態	健康科学	2			30				必修 15 単位
		身体の構造と機能	2			60				
		基礎病態学	1			30				
		慢性期病態学Ⅰ	2			60				
		慢性期病態学Ⅱ(小児)	1			30				
		急性期病態学	2			60				
		総合病態学	1					30		
		終末期医療	1					15		
		性と生殖Ⅰ	1			30				
		病態栄養学		1				15		
		救急医療(災害医療含む)	1					15		
		基礎薬理学	1					15		
		運動健康学		1				15		
		健康教育論 ※		1					15	
臨床薬理学 *		1					15			
保健看護学の専門となる領域	基礎看護	保健看護学入門	1		30				必修 9 単位	
		看護活動論	1		30					
		人間理解と看護	1		30					
		ヘルスアセスメント	1		30					
		看護方法論Ⅰ(生活援助)	1		30					
		看護方法論Ⅱ(看護過程)	2		60					
		看護方法論Ⅲ(医療技術)	2		60					
		看護方法論Ⅳ(癒しと看護)		1				15		
	ライフステージと保健看護	ライフステージと看護	4		60				必修 7 単位	
		性と生殖Ⅱ	2				30			
		女性と健康	1				30			
		学齢期の保健		2				30		
	健康障害と保健看護	健康と看護	4			60				
		慢性期看護論Ⅰ	1			30				
		慢性期看護論Ⅱ	1				30			
急性期看護論Ⅰ		1			30					

左の科目を含め合計 30 単位以上

		急性期看護論Ⅱ	1					30			
保健看護学の専門となる領域	健康障害と保健看護	リハビリテーション看護論	1					30			
		終末期看護論	1					15			
		子どもと健康	2					30			
		高齢者と健康	1					30			
		メンタルヘルス学Ⅰ	2				30				
		メンタルヘルス学Ⅱ	1					15			
		リエゾン精神看護学	1								15
	生活と保健看護	生活の場と看護Ⅰ	1				30				
		生活の場と看護Ⅱ	1				15				
		家族と看護	1					30			
		在宅看護論	1					30			
		公衆衛生看護活動論Ⅰ	2				60				
		公衆衛生看護活動論Ⅱ Ⅱ	1						30		
		公衆衛生看護方法論Ⅰ	1					30			
		公衆衛生看護方法論Ⅱ Ⅱ	1						30		
	保健医療経済論 ※	1								15	
	臨地実習	早期体験実習	1			45					
		基礎看護実習Ⅰ	1			45					
		基礎看護実習Ⅱ	2			90					
		保健看護実習A(母性)	2						90		
		保健看護実習B(小児)	2						90		
		保健看護実習C(老年)	3						135		
		保健看護実習D(精神)	2						90		
		慢性期看護実習	3						135		
		急性期看護実習	3						135		
		在宅看護実習	2						90		
		統合実習Ⅰ	2				90				
統合実習Ⅱ		1								45	
公衆衛生看護実習Ⅰ Ⅱ		2						90			
公衆衛生看護実習Ⅱ Ⅱ		3							135		
総合保健看護	保健看護管理論	2						30			
	災害看護論	1					15				
	国際保健論	1								15	
	保健看護管理演習	1								30	
	保健看護研究Ⅰ	1						30			

必修
16
単位

必修
7
単位

必修
24
単位

左の科目を含め合計
75
単位以上

総合 保健 看護	保健看護研究Ⅱ	3							90	必修 9 単位
	保健看護英語		1						15	
	看護教育論		1						15	
	国際交流活動		1	30						
	地域交流活動		1	30						
合 計									130単位 以上	

- 注) 1. ※を付した科目は、選択科目であるが、保健師課程選択者の必須選択科目である。
 2. #を付した科目は、保健師課程選択者の必須選択科目であり、保健師課程選択者以外は受講できない。
 3. *を付した科目は、選択科目であるが、看護師課程選択者の必須選択科目である。

別表第2（第7条関係）

授業科目	先修条件として指定する授業科目
保健看護研究Ⅱ	保健看護研究Ⅰ
保健看護実習A（母性）	女性と健康
保健看護実習B（小児）	子どもと健康
保健看護実習C（老年）	終末期看護論、高齢者と健康
保健看護実習D（精神）	メンタルヘルス学Ⅱ
慢性期看護実習 急性期看護実習	慢性期看護論Ⅱ、急性期看護論Ⅱ、終末期看護論
在宅看護実習	在宅看護論
統合実習Ⅱ	保健看護管理論、1年～4年前期までの全実習科目
公衆衛生看護実習	公衆衛生看護方法論Ⅱ

履 修 届

年 月 日

和歌山県立医科大学長 様

学籍番号

年 次

氏 名

私の属する年次に開講される必修科目を履修するとともに、選択科目の内から次のとおり履修したいので、届け出ます。

（表1）

1～4年次開講科目					
教養と 人間学 の領域	こころの科学		法学（日本国憲法）		中国語
	人と倫理		保健看護の物理学		情報科学
	文学		保健看護の生物学		感性と芸術
	人間と文化		生命と遺伝		/
	現代の家族問題		食の科学		
	生活の科学と健康		食の科学演習		
	経済学		保健・スポーツ		

（表2）

	1・2年次開講科目	3年次開講科目	4年次開講科目
教養と人間学 の領域	/	英語IV	医療コミュニケーション
保健看護学 の 基盤と なる領 域	発達心理学	健康教育論 ※	医療哲学
	環境保健論 ※	臨床薬理学 *	精神療法(心理療法)
	病態栄養学		/
保健看護学 の 専門と なる領 域	運動健康学		/
	/	看護方法論IV (癒しと看護)	リエゾン精神看護学
	/	学齢期の保健	保健医療経済論 ※
	/	公衆衛生看護活動論Ⅱ #	保健看護英語
	/	公衆衛生看護方法論Ⅱ #	看護教育論
/	公衆衛生看護実習Ⅰ #	公衆衛生看護実習Ⅱ #	/

- （注）
- 1 授業科目の前期、後期の区分は、時間割表に基づくものとする。
 - 2 履修しようとする授業科目欄に○印を付けること。
 - 3 既に単位を修得した授業科目欄は記載しないこと。
 - 4 先で開講される授業科目欄は記載しないこと。

別記第2号様式（第12条関係）

追 試 験 受 験 願

年 月 日

和歌山県立医科大学長 様

学籍番号

年 次

氏 名

下記のとおり、追試験を受験したいので申請します。

記

1 追試験科目名

2 指定期日に受験できなかった理由

※医師の診断書等その理由を証する書類を添付すること。

別記第3号様式（第13条関係）

再 試 験 受 験 願

年 月 日

和歌山県立医科大学長 様

学籍番号

年 次

氏 名

下記のとおり、再試験を受験したいので申請します。

記

再試験科目名